

令和 8 年度

福島第一原子力発電所
廃炉創成研究プログラム

— 1F Decommissioning Future
Researchers & Research Seeds Program
(D-Bridge) —

募集要項

TEPCO

東京電力ホールディングス

東京電力ホールディングス株式会社



公募事務局：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

令和 8 年 1 0 月

目次

I. 公募の内容	3
1. 趣旨	3
2. 本プログラムの概要	3
3. 応募対象機関	5
4. 採択予定件数、実施経費及び実施期間	7
II. 実施方法	8
1. 事業実施体制	8
2. 募集から契約までのスケジュール	9
3. 提案書類の受付等	10
4. 審査	10
5. 採択	12
6. 課題の管理と評価	12
III. 計画の策定と提案書類の作成	13
1. 研究代表者・事務連絡担当者の指定	13
2. 提案書類の作成	13
3. 提案書類の記載内容	15
IV. 委託研究契約	16
1. 委託研究契約の締結	16
2. 委託費の範囲及び積算等	16
3. 研究成果の取扱い	17
4. 秘密情報・成果公表・情報管理	18
V. 研究費の適正な執行及び留意事項	19
1. 研究費の適正な執行	19
2. 不正使用及び不正受給への対応	19
3. 研究活動における不正行為への対応	19
4. 研究インテグリティ、利益相反及び安全保障貿易管理	19
5. 安全管理、法令遵守及び倫理審査	19
6. 研究データマネジメント	19
7. 社会との対話・成果の発信	19
8. 研究計画の変更、中止及び契約解除	20
VI. Q & A	21
(別紙1) 提案書類チェックシート	24
(別紙2) 直接経費及び間接経費について	25
(別紙3) 評価基準について	25
(様式1) 1F Decommissioning Future Researchers & Research Seeds Program (D-Bridge) 申請書	26
(様式2) 研究計画調書	28
(様式3) 研究実施体制・役割分担	37
(様式4) 経費計画書	38
(様式5) 用語の説明書	39
問合せ先	40

I. 公募の内容

1. 趣旨

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）の廃止措置は、今後数十年にわたり継続する長期的な取組である。その安全かつ着実な遂行には、現在顕在化している個別の技術課題への対応だけでなく、将来の課題に備えて多様な研究シーズを継続的に発掘し、アカデミアの知見を取り込みながら、研究者とともに課題を設定・解決できる研究基盤及び人的ネットワークを形成していくことが不可欠である。

本プログラムは、1F 廃炉に将来的に貢献し得る多様な研究シーズを幅広く発掘するとともに、それらを担う若手研究者を育成し、様々な分野からの新規参入を促しながら、東京電力とアカデミアとの継続的な研究関係を構築することを主たる目的とする。

採択研究では、若手研究者の自由な発想に基づく基礎的・萌芽的な研究を支援する。応募時点において、特定の 1F 現場課題への直接的な適用、短期的な実用化、完成技術の提示又は一定の技術成熟度への到達を求めるものではない。

本プログラムでは、研究計画に基づく具体的な研究成果を創出することに加え、将来の 1F 廃炉研究を担う研究者が育成されるとともに、新たな研究シーズ及び研究ネットワークが形成され、研究期間終了後も東京電力とアカデミアとの研究交流が継続することを期待する。

2. 本プログラムの概要

(1) プログラム名

1F Decommissioning Future Researchers & Research Seeds Program (D-Bridge)
(以下「本プログラム」という。)

(2) プログラムの特徴

- ① Seeds：現在顕在化している課題の解決策だけでなく、将来の 1F 廃炉に新たな可能性をもたらし得る多様な萌芽的研究シーズを探索する。
- ② Researchers：39 歳以下の若手研究者が研究代表者となり、自ら研究を構想・遂行することで、将来の廃炉研究コミュニティを形成する。
- ③ Broad Connection：1F 廃炉との関係は求めるが、直接的・短期的な現場適用を必須とせず、中長期的・間接的な貢献可能性も評価する。
- ④ Relationship：個別の研究成果に加え、東京電力とアカデミアとの継続的な研究関係及び人的ネットワークの形成を重視する。

(3) 募集対象

本プログラムでは、現在又は将来の 1F 廃炉に貢献し得る基礎的・萌芽的研究を幅広く募集する。

応募者は、提案研究について、科学的・技術的な独創性及び発展可能性に加え、1F 廃炉との関係性を提案書に記載すること。

なお、1F 廃炉との関係性については、現在顕在化している具体的な現場課題への直接的な解決のみを意味するものではなく、将来の廃炉工程、計測・分析、放射性物質・廃棄物管理、遠隔技術、安全性向上、作業合理化その他の廃炉を支える科学技術基盤への中長期的又は間接的な貢献を含むものとする。

具体的な研究テーマ、研究仮説及び研究方法は応募者が設定し、研究者の自由な発想を尊重する。

(4) 1F 廃炉との関係

応募者は、提案研究が現在又は将来の 1F 廃炉にどのように貢献し得るかを記載すること。その際、JAEA/CLADS「基礎・基盤研究の全体マップ」、東京電力「廃炉中長期実行プラン」、NDF「技術戦略プラン」等を参考とすることができる。

既存の研究分野や現在認識されている廃炉課題の枠組みにとらわれず、様々な分野からの新たな着想や、現時点では廃炉への適用例が少ない研究シーズについても積極的な提案を期待する。

○JAEA/CLADS「基礎・基盤研究の全体マップ」

<https://clads.jaea.go.jp/jp/rd/map/map.html>

○東京電力「廃炉中長期実行プラン」

<https://www.tepco.co.jp/decommission/progress/plan/>

○NDF「技術戦略プラン」

<https://www.dd.ndf.go.jp/strategic-plan/index2025.html>

(5) 本プログラムで対象とする研究段階

本プログラムは、基礎的・萌芽的段階の研究を主な対象とする。応募時点における技術成熟度の高さ、短期的な実用化可能性又は現場適用の見通しは、採択の前提としない。応募者は、研究上の問い、研究仮説、研究期間中に明らかにする事項及び年度ごとの研究目標を記載すること。技術成熟度の向上自体を、本プログラム共通の成果指標とはしない。

技術開発型の提案については、応募者の判断により TRL を参考情報として記載することができる。

(6) 本プログラムの対象外となる提案

- ・ 既製品の販売、単なる製品紹介、営業提案、調達又は製作請負を主目的とする提案
- ・ 提案研究と現在又は将来の 1F 廃炉との関係性が説明されていない提案
- ・ 研究計画、年次目標、成果指標、研究実施体制又は経費計画が不明確な提案
- ・ 安全、法令遵守、研究倫理、情報管理又は輸出管理の観点から実施が不適切と判断される提案
- ・ 他制度で実施中の研究と実質的に同一内容であり、不合理な重複又は過度の集中に該当する提案
- ・ 本プログラムの趣旨に照らして、基礎・基盤研究ではなく、現場常駐支援、保守、運転管理、工事を主目的とする提案

- ・ 若手研究代表者が主体的に研究を構想・実施する体制となっていない提案

(7) 本プログラムにおいて期待するアウトカム

本プログラムでは、研究期間終了時点における完成技術又は 1F 現場への実装を必須の成果とはしない。一方、研究計画に基づく研究仮説の検証を通じて、新たな知見、データ、解析手法、試験方法等の具体的な研究成果を創出し、年次報告書及び最終報告書として取りまとめることを求める。その上で、以下を主要なアウトカムとして重視する。

- ・ 若手研究者が、新たな専門性、研究経験及び 1F 廃炉への理解を獲得すること
- ・ 将来の 1F 廃炉研究に発展し得る、新たな研究シーズ及び科学的知見が創出されること
- ・ 東京電力、JAEA 及び研究者の間に、研究期間終了後も継続可能な人的ネットワークが形成されること
- ・ 学生、若手研究者又は様々な分野研究者が 1F 廃炉研究へ参入する契機が形成されること
- ・ 論文、学会発表、データ、解析手法、試験方法等の学術的・技術的成果が得られること

研究成果を踏まえ、当事者間で連携の必要性及び実施可能性が認められる場合には、別途の手続により共同研究、受託研究、国の研究開発事業への提案等を検討することがある。ただし、これらへの移行は本プログラムの採択条件又は成果目標ではなく、本プログラムの採択は後続契約又は他制度での採択を保証するものではない。

3. 応募対象機関

(1) 応募対象者の要件

本事業に応募できるのは、自ら研究を実施する以下に示す国内の大学、研究機関、企業等に所属する者とし、申請者は、申請する課題を取りまとめ運営管理を行う「研究代表者」（「Ⅲ．計画の策定と提案書類の作成」参照）及び「研究代表者が所属する機関の代表者」とする。

なお、研究代表者が所属する機関は、応募時点において、科学研究費助成事業（科研費）の機関番号を付与されている機関であることを要する。

○科研費機関番号一覧

<https://www-kaken.jsps.go.jp/kaken1/kanList.do>

- ・ 大学及び大学共同利用機関法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 国公立試験研究機関
- ・ 独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、特殊法人及び認可法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ 公益社団法人又は公益財団法人
- ・ 民間企業（法人格を有する者）
- ・ 特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人（NPO法人）

応募者は、所属機関が東京電力との委託研究契約を締結できること、研究遂行に必要な安全管理、倫理管理、情報管理、経理管理及び契約管理の体制を有することを応募前に確認すること。

なお、JAEA は、本プログラムの公募事務局及び研究支援機能を担うため、研究代表機関としての応募は対象外とする。ただし、JAEA 研究者による助言、情報提供、施設利用、連携、又はリサーチサポーター（以下、「RS」という。）としての関与については許容できる。

（２）実施体制の条件

研究代表者は、応募締切日時点において 39 歳以下、又は博士の学位取得後 8 年未満かつ 45 歳以下の研究者とする。なお、出産、育児、介護その他やむを得ない事情により研究活動を中断又は著しく制限された期間については、当該期間を年齢又は博士の学位取得後の年数の算定から除外することができる。産前産後の休暇、育児休業及び未就学児の養育期間についても同様とする。詳細は Q&A に定める。

研究代表者は、研究課題の構想、研究計画の策定、研究の実施、東京電力及び JAEA との意見交換並びに成果報告を主体的に担うものとする。シニア研究者は、研究分担者、助言者又はメンターとして参画することができる。ただし、若手研究代表者の主体性を損なわない体制とすること。

- ・ 複数機関で実施する場合は、代表機関、共同研究機関、役割分担、経費配分、知財・成果発表の取扱いを明記すること。
- ・ 1F 廃炉への理解を深め、研究交流を促進するため、必要に応じて東京電力、JAEA 又は外部有識者との情報交換会等への参加を求める。
- ・ 研究代表者の異動、退職、長期不在等により研究遂行が困難となる見込みがある場合は、応募前又は判明後速やかに公募事務局へ相談すること。

（３）不合理な重複・過度の集中に対する措置

応募者は、同一又は実質的に重複する研究課題について、他の競争的研究費、共同研究費、受託研究費、国の補助金、その他研究資金を受けている場合又は応募中である場合、提案書にその内容を必ず記載すること。

東京電力は、不合理な重複又は過度の集中が認められる場合、採択しない、採択を取り消す、契約額を減額する、又は研究計画の変更を求めることがある。

研究代表者及び主要な研究分担者は、当該研究に必要なエフォートを確保し、他制度との資金・設備・成果の重複が生じないよう適切に管理すること。

4. 採択予定件数、実施経費及び実施期間

プログラム名	採択予定 件数	実施経費 (1件当たり年間) (間接経費を含む)	実施期間
1F Decommissioning Future Researchers & Research Seeds Program (D-Bridge)	3件程度	300万円以内	3年以内

- ※1 審査の結果、条件付き採択又は研究計画若しくは経費計画の修正を条件とした採択とする場合がある。
- ※2 本プログラムは、毎年度の東京電力における予算の成立を前提としているため、実施経費の上限に変更が生じる可能性がある。また、翌年度以降の予算状況等によっては各年度の実施経費の上限に変更が生じる可能性もある。
- ※3 初年度の研究開始時期、契約締結時期及び研究期間は、東京電力の社内手続、契約交渉及び採択課題の研究計画により調整することがある。

Ⅱ．実施方法

1．事業実施体制

本プログラムは、東京電力が事業主体として、資金拠出、公募方針の設定、審査への参画、最終的な採択決定及び研究期間中の研究者との意見交換を行い、JAEA が公募事務局として公募運営、審査支援、進捗管理支援、成果整理及び研究交流を支援する体制とする。採択課題については、東京電力と研究実施機関との間で直接契約を締結する。

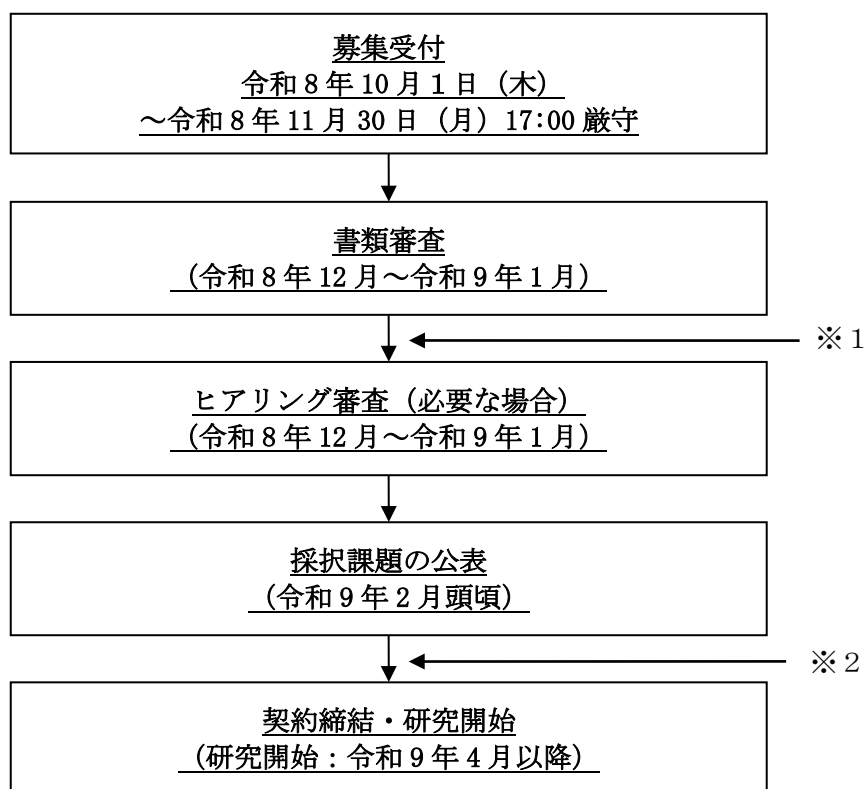
本プログラムでは、各採択課題に対し、1F 廃炉研究に関する知見及び現場理解を有する JAEA 研究者を「RS（リサーチサポーター）」として配置する。RS は、研究代表者の自由な発想を尊重しつつ、1F 廃炉に関する情報提供、提案研究と 1F 廃炉との関係整理、技術的助言、関連研究・施設・データとの接続並びに東京電力及び関係研究者との研究交流を支援する。

特に、様々な分野から提案された研究シーズについては、研究者と東京電力が直接対話する機会を設け、1F 廃炉への新たな適用可能性や将来の研究課題を共に探索する。

- ※1 審査委員会は、東京電力、アカデミア、JAEA その他の有識者から構成し、若手研究者の将来性・育成效果、研究シーズの独創性・萌芽性、1F 廃炉への将来的な貢献可能性及び研究計画・関係形成計画を総合的に評価する。
- ※2 公正な審査及び利益相反の管理のため、審査委員、RS、事務局関係者が申請課題と利害関係を有する場合には、当該課題の審査又は意思決定から除外する。
- ※3 公募事務局については「問合せ先」を参照。

2. 募集から契約までのスケジュール

本プログラムにおける募集から契約までのスケジュールの概略を以下に示す。



※1 ヒアリング審査対象課題の研究代表者にヒアリング審査の実施について連絡を行う。

※2 研究代表者に採択の可否の連絡を行う。

※3 上記は予定であり、公募開始時期、応募締切、審査日程、契約締結時期及び事業開始時期は変更となる場合がある。

また、オンラインによる募集説明会も開催する。なお、募集説明会へ出席しなくても応募は可能である。

募集説明会及びオンデマンド配信は以下のウェブサイトから行う。

開催方法	日時	URL
募集説明会 (オンライン開催)	【第1回】10月15日 (木) 14時～ 【第2回】10月26日 (月) 14時～	https://clads2.jaea.go.jp/c0000000010

3. 提案書類の受付等

(1) 提案書類書式の入手方法

提案書類様式、Q & A、参考資料等は、公募事務局（JAEA）が指定するウェブサイトからダウンロードすること。様式の改変、項目の削除、ページ制限の超過は、事務局が認めた場合を除き不可とする。

・公募事務局（JAEA）：

【URL】 <https://clads.jaea.go.jp/jp/DBridge/>

(2) 提案書類受付期間

令和8年10月1日（木）～令和8年11月30日（月）17:00（厳守）

(3) 提出方法

応募者は、所定の提案書類を PDF 形式及び編集可能形式（Word 又は Excel 等）で作成し、公募事務局が指定する電子メールに提出すること。なお、件名を「【D-Bridge 応募】研究代表者氏名」とし、メールに添付できる容量（<10MB 以下）に圧縮すること。提出後、事務局から受領確認を通知する。受領確認が応募締切後 2 営業日以内に届かない場合は、応募者から事務局へ照会すること。

(4) 情報の取り扱い

提案書類に含まれる技術情報、ノウハウ、個人情報及び機関情報は、審査、採択、契約調整、研究管理及び成果活用検討の目的に限り使用する。東京電力、JAEA、審査委員、外部有識者及び委託を受けた事務局関係者は、当該情報を適切に管理する。ただし、採択課題については、課題名、研究代表者名、所属機関名、研究概要、研究期間、実施経費等を公募事務局（JAEA）のウェブサイト等で公開する場合がある。公開範囲は、採択後に研究代表者及び所属機関と確認する。

4. 審査

(1) 審査方法

応募課題は、様式不備、応募資格、募集対象及び本プログラムの趣旨との合致性を確認した上で、審査委員会による書面審査により評価する。

なお、必要に応じて、ヒアリング審査、追加資料の提出又は研究計画・経費計画の修正を求める場合がある。審査は非公開で実施し、審査内容、審査委員名、審査の途中経過に関する問合せには応じない。

(2) 審査基準

提案された課題は、以下の評価基準に基づき総合的に審査を行い、審査委員会の各委員が各々評価した結果の総合評価とする。なお、採択予定数については、「I. 4. 採択予定件数、実施経費及び実施期間」を参照。

審査に際しては、本プログラムの目的を踏まえ、以下の重み付けにより配点する。「1F 廃炉への将来的な貢献可能性」は、現在の特定の現場課題に対する直接的又は

短期的な適用可能性のみを評価するものではなく、将来の廃炉への発展可能性、科学技術基盤への貢献及び新たな廃炉研究領域を形成する可能性を含めて評価する。

評価項目	評価の観点	配点割合
i) 若手研究者の将来性・育成効果	主体性、成長可能性、将来の廃炉研究への継続的な関与	30%
ii) 研究シーズの独創性・萌芽性	科学的問い、新規性、自由な発想、様々な分野性、研究シーズとしての発展可能性	30%
iii) 1F 廃炉への将来的な貢献可能性	現在又は将来の 1F 廃炉への貢献可能性が合理的に説明されているか。既存課題への直接的な解決だけでなく、中長期的・間接的な貢献及び新たな研究領域を形成する可能性を含む。	20%
iv) 研究計画・関係形成計画	研究の実施可能性、東京電力との交流、学生等の育成、研究経費の妥当性	20%

- S (10点) : 審査基準の要求を十分に満たし、特に優れた提案である。
A (7点) : 審査基準の要求を十分に満たし、優れた提案である。
B (4点) : 審査基準の要求を概ね満たした、良い提案である。
C (1点) : 審査基準の要求について十分ではない、又は、並みの提案である。

(3) 審査における留意事項

- 原子力分野以外の知見・技術を 1F 廃炉へ展開する提案についても、その新規性、発展性及び 1F 廃炉との関係性を評価する。
- 1F 廃炉との関係性は、現在の具体的な現場課題への直接的な適用だけでなく、将来的又は間接的な貢献可能性を含めて評価する。
- 応募時点における TRL の高さ、短期的な実用化可能性又は特定の 1F 現場課題への直接的な適用可能性は、採択の前提とはしない。
- 若手研究代表者の主体性、研究シーズの独創性及び東京電力との継続的な研究関係形成を重視する。

5. 採択

(1) 採択結果の通知

公募事務局は、研究代表者に対して審査結果（採択、条件付き採択、不採択）を通知する。採択に当たっては、研究内容、研究期間、経費、実施体制、成果公表、知財、秘密保持、安全管理その他契約条件に関し、条件を付すことがある。なお、審査の途中経過等に関する問合せは受け付けない。

(2) 採択課題の公表

採択課題については、公募事務局（JAEA）のウェブサイト等において、課題名、研究代表者名、所属機関名、課題概要、研究期間等を公表する場合がある。公表内容に秘密情報又は未公開特許情報が含まれないよう、研究代表者及び所属機関と確認のうえ公表する。

(3) 条件付き採択

審査の結果、初年度の研究状況を踏まえて2年度目以降の継続可否を判断する条件付き採択とする場合がある。この場合、継続判断の時期、判断基準、提出資料及び契約条件は、採択通知又は契約において定める。

6. 課題の管理と評価

(1) 課題管理

採択課題は、研究開始時にキックオフ会合を行い、研究仮説に対する研究の進捗、若手研究代表者が獲得した専門性・経験・研究遂行能力、新たな研究シーズ及び学術的・技術的成果の創出状況、東京電力・JAEA・関連研究者との交流実績、研究終了後の1F廃炉研究への継続的な関与可能性並びに人的ネットワークの形成状況を確認する。研究期間中は年3回程度、RSとの進捗報告会を実施する。東京電力は、キックオフ会合、年次の進捗確認及び成果報告等を通じて、研究代表者との意見交換を行う。

- 毎年度、年次報告書を毎年3月上旬までに公募事務局に提出すること。
- 研究期間中、東京電力又は公募事務局から進捗確認、追加説明、成果資料の提出を求める場合がある。
- 研究計画、実施体制、経費配分、研究代表者、成果公表計画に重要な変更が生じる場合は、事前に公募事務局へ相談し、東京電力の承認を得ること。
- 研究成果については、東京電力内の成果報告会、外部の研究会等で報告を求める場合もある。

(2) フォローアップ調査

研究期間終了後、本プログラムの有効性及び成果の発展状況を確認するため、東京電力又は公募事務局がフォローアップ調査を行う場合がある。採択機関及び研究代表者は、研究シーズの発展、1F廃炉研究への継続的な関与、人的ネットワーク、人材育成、論文・特許等の成果を中心に、共同研究、他の研究開発制度での採択、現場適用検討等の状況についても、可能な範囲で協力すること。

Ⅲ. 計画の策定と提案書類の作成

1. 研究代表者・事務連絡担当者の指定

本事業への応募にあたっては、研究代表者と事務連絡担当者を指定すること。提案書類、審査、採択等の連絡は全てこの2名を通じて行う。

(1) 研究代表者

研究代表者は、申請する課題を取りまとめ、研究計画、実施体制、経費管理、成果報告、成果公表、知財管理及び東京電力・公募事務局との連絡調整について責任を負う者とする。研究代表者は、代表機関と雇用関係にあり、研究機関を通じて研究を主体的に遂行できる研究者とする。

(2) 事務連絡担当者

本プログラムへの応募にあたっては、公募事務局との事務連絡を速やかに行うことができ、また、研究代表者と常時連絡を取ることができる研究代表者と同じ機関に所属する担当者（以下、「事務連絡担当者」という。）を指定すること。事務連絡担当者は、契約、経理、所属機関内手続等に関する照会に対応できる者であることが望ましい。なお、研究代表者が事務連絡担当者を兼ねることはできない。

2. 提案書類の作成

(1) 提出書類

様式	書類名	概要	ページ目安
様式 1	申請書	課題名、代表機関、研究代表者、事務連絡担当者、課題概要	2 ページ程度
様式 2	研究計画調書	研究目的・方法、研究シーズの独創性・萌芽性、1F 廃炉への将来的な貢献可能性、研究遂行能力・研究環境、人材育成・関係形成	最大 9 ページ
様式 3	研究実施体制・役割分担	機関名、研究者名、役割、申請課題における各研究者のエフォート、若手・様々な分野該当など記載	-
様式 4	経費計画書	年度別・費目別の経費、積算根拠、間接経費、設備備品	-
様式 5	用語・略語説明書	専門用語、略語、図表説明	必要に応じて

(2) 作成上の注意

提案書類に不備等がある場合は、審査対象とならないため、下記の点にも注意して作成すること。

- ① 提案書類のフォーマットは変更しないこと
- ② 用紙は日本産業規格 A4 判、文字サイズは原則 10.5 ポイント以上とすること。
- ③ 数値は原則として半角で入力すること（郵便番号、電話番号、金額、人数等）。

- ④ 図表、写真、数式、フロー図を用いる場合は、審査時に判読可能な解像度とすること。
- ⑤ 提案書には通しページ番号を中央下に必ず付すこと。
- ⑥ 様式の項目名は削除しないこと。ただし、該当しない項目には「該当なし」と記載する。
- ⑦ 秘密情報、未公開特許情報又は第三者権利に関わる情報を含める場合は、その範囲を明確に表示すること。
- ⑧ 提出書類作成に要する費用は応募者の負担とする。提出書類は返却しない。

(3) 提案に当たっての注意事項

1) 提案に対する機関の承認

採択後に契約行為を伴うため、応募者は、代表機関の長又は契約権限者、経理担当部署、知財担当部署等の了承を得たうえで提案すること。複数機関で応募する場合は、参加する全ての機関の了承を得ること。採択後、契約条件、知財条件、成果公表条件、経費計画等について、東京電力と研究実施機関の間で協議を行う。

2) 提案内容の調整

課題の選定及び実施に当たっては、予算上の制約等により、研究計画又は経費計画の修正を求める場合がある。また、2年度目以降の実施経費は、東京電力の各年度の予算成立を前提とし、予算状況により変更となる場合がある。

3. 提案書類の記載内容

提案書類には、少なくとも以下の内容を記載すること。

項目	記載内容
研究課題名	研究対象・内容が端的に分かる簡潔な名称
1F 廃炉への将来的な貢献可能性	現在又は将来の 1F 廃炉との関係を記載する。既存課題への直接的な解決に限らず、中長期的・間接的な貢献及び新たな研究領域を形成する可能性を含む。
課題概要	目的、背景、独創性、期待成果を 400～800 字程度で記載
研究内容	研究仮説、方法、実験・解析計画、利用設備、データ取得・解析方法、先行研究との差別化
成果指標	論文、学会発表、特許、データ、モデル、試験結果、成果報告書
研究体制	研究代表者、研究分担者、若手研究者、共同研究機関、役割分担、エフォート
経費計画	費目別積算根拠、各年度の金額、設備備品費、人件費・謝金、旅費、、外注費・役務費、間接経費

※ 今年度（令和 8 年度）公募の経費については、2027 年 4 月からの経費を積算すること。

IV. 委託研究契約

1. 委託研究契約の締結

採択課題については、東京電力と研究実施機関との間で、原則として年度ごとに委託研究契約を締結する。契約締結にあたっては、研究計画、契約額、成果物、知財、成果公表、秘密保持、情報管理、取得資産、安全管理、再委託の可否、契約変更及び解除条件等を定める。

複数機関が参画する場合、代表機関が東京電力と契約を締結し、共同研究機関又は再委託先との契約については代表機関が行うこととする。

契約を締結するにあたっては、その内容（経費の積算を含む）が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても取消しとなることがある。

なお、契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、採択されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。また、この旨を再委託先にも十分周知すること。

〔契約締結に当たり必要となる書類〕

審査の結果、採択された場合、速やかに契約作業が進められるよう、遅滞なく書類を提出いただく必要がある。採択後改めて東京電力から連絡するので、速やかに提出できるように準備をしておくこと。なお、再委託先にも周知すること。

2. 委託費の範囲及び積算等

（1）委託費の範囲

委託費は、研究の遂行に直接必要な経費及び間接経費相当額（直接経費の30%）で構成する※。ただし、1課題当たり年間300万円を契約額の上限とする。

経費の計上可否、費目区分、間接経費率、消費税等の取扱いは、東京電力と研究実施機関との契約において定める。

※ 詳細は（別紙2．直接経費及び間接経費について）を参照。

費目	主な内容	留意事項
人件費・謝金	研究補助者、技術補助者、学生RA、専門家謝金等	研究実施に直接必要な範囲に限る。所属機関の規程に従う。
設備備品費	研究に必要な小規模設備、測定器、部品等	汎用性が高い高額設備の購入は必要性を明確にする。取得資産の扱いは契約で定める。
消耗品費	試薬、材料、部材、試験片、記録媒体等	研究内容との対応が明確であること。
旅費	研究打合せ、成果報告会、学会発表、施設利用等	

費目	主な内容	留意事項
外注費・役務費	分析、加工、試験、データ処理、設備利用等	研究の本質的部分を外注することは原則不可。
間接経費	所属機関の管理経費等	上限額内で計上すること。率は直接経費の30%とする（例：直接経費230万円、間接経費69万円、合計299万円）。

（２）委託費の積算

研究に必要な経費を実施項目ごとに算出し、総額を計上すること。

また、その内容を提案書類の様式１・４に記載すること。

（３）委託費の支払い

委託費は、原則として委託契約開始後１年ごとに、年次報告書又は最終報告書が提出されることを確認した後、東京電力が支払うものとする。ただし、受託者からの申請を受け、東京電力が必要と認めた場合には、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

なお、委託研究費は、原則として、契約に定める研究業務及び成果物の対価として支払う定額の委託料とし、実際に支出した経費の額に基づく費目別の精算（額の確定）は行わない。

３．研究成果の取扱い

（１）研究成果の定義

研究成果とは、本プログラムに基づく研究により得られた発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ、データ、試料、解析モデル、ソフトウェア、試験方法、報告書、図表、成果発表資料その他研究により創出された成果をいう。研究成果は、東京電力や公募事務局である JAEA のホームページ等で公開される可能性があるほか、必要に応じて成果報告会等で発表を求める。

また、研究成果報告書をホームページ等で公開する場合、当該報告書の様式については、東京電力の指定様式とする。さらに、当該報告書は、公開情報になることに留意して、機微情報や著作権上の取り扱いを確認した上で提出すること。

（２）知的財産権の帰属（日本版バイ・ドール制度）

本プログラムにより得られた研究成果に係る知的財産権については、原則として、産業技術力強化法第 17 条（平成 12 年法律第 44 号）における日本版バイ・ドール規定の趣旨に従い、研究実施機関に帰属させることを基本とする。研究実施機関は、知的財産権を適切に管理し、発明等が生じた場合には、所属機関の規程及び契約に従い、速やかに東京電力及び公募事務局 JAEA へ報告すること。

なお、東京電力は、1F 廃炉への活用検討、技術評価、社内検討、国・関係機関への説明又は本プログラムの成果整理のため、契約に定める範囲で研究成果を利用できるものとする。実施権、利用許諾、第三者実施、共同出願、秘密保持期間、成果

公表の手續等の詳細は、東京電力と研究実施機関との個別契約で定める。

また、複数機関からなる研究チームを構成する場合、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属については、前述にならうものとする。なお、研究チームの構成にあたっては、各再委託先への特許権等の知的財産権の帰属について、応募前に受託者と再委託先の間で取決めを行うこと。

(3) 成果の公表

研究代表者は、論文投稿、学会発表、プレス発表、ウェブ公開、特許出願前の公表等を行う場合、事前に東京電力及び公募事務局である JAEA へ通知し、秘密情報、未公開特許情報、第三者権利、1F 廃炉の安全・セキュリティに関わる情報が含まれないことを確認する。成果公表を不当に制限するものではないが、特許出願又は秘密情報保護のため、合理的な範囲で公表時期の調整を求める場合がある。

4. 秘密情報・成果公表・情報管理

応募者及び採択機関は、東京電力や JAEA、又は第三者から提供される非公開情報、現場情報、図面、データ、写真、運用情報、セキュリティ関連情報等を、契約及び提供条件に従って適切に管理し、無断で第三者に開示してはならない。

研究データ、解析コード、実験ノート、試料、成果物及び個人情報等は、所属機関の規程及び契約に従って適切に保存・管理すること。研究期間終了後も、契約で定める期間、成果確認及びフォローアップに必要な記録を保存すること。

V. 研究費の適正な執行及び留意事項

1. 研究費の適正な執行

採択機関は、所属機関の会計規程、契約書、研究計画書及び本募集要項に従い、研究費を適正に執行すること。研究目的と直接関係しない経費、私的利用に当たる経費、他制度で措置されるべき経費は計上できない。

2. 不正使用及び不正受給への対応

研究費の不正使用、不正受給、虚偽申請、架空請求、目的外使用その他不適切な行為が判明した場合、東京電力は契約解除、研究費の返還請求、採択取消し、以後の応募制限、その他必要な措置を講じることがある。

3. 研究活動における不正行為への対応

採択機関は、捏造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサiership、その他研究不正を防止するため、研究倫理教育、データ保存、実験記録管理、成果確認等を適切に実施すること。研究不正が疑われる場合は、所属機関の規程に基づき調査し、東京電力及び公募事務局である JAEA へ速やかに報告すること。

4. 研究インテグリティ、利益相反及び安全保障貿易管理

採択機関及び研究者は、研究活動の国際化・オープン化に伴う研究インテグリティ上のリスク、利益相反、兼業、外国機関からの支援、秘密保持義務、輸出管理、外為法、その他関係法令を適切に確認し、所属機関の規程に従って管理すること。

5. 安全管理、法令遵守及び倫理審査

放射性物質、核燃料物質、化学物質、危険物、生物試料、個人情報、AI・データ利用、人を対象とする研究、動物実験等を含む研究を実施する場合、関係法令、所属機関の規程、倫理審査、安全審査及び必要な許認可を遵守すること。1F 現場、又は JAEA 施設をはじめとした他機関の施設を利用する場合は、当該施設の安全管理、入構、教育、情報管理、放射線管理等のルールに従うこと。

6. 研究データマネジメント

採択課題は、研究データの取得、保存、共有、公開、廃棄、秘密情報管理、個人情報管理及び知財保護に関する方針を研究計画書に記載すること。公開可能なデータについては、論文、報告書、データリポジトリ等を通じた適切な公開を推奨する。ただし、1F 廃炉の安全、セキュリティ、知財、秘密保持及び第三者権利に配慮すること。

7. 社会との対話・成果の発信

1F 廃炉に関する研究成果は、社会的関心が高いことを踏まえ、正確性、透明性及び秘密情報保護のバランスを考慮し、適切に発信すること。プレス発表、公開シンポジウム、ウェブ掲載等を行う場合は、事前に東京電力及び公募事務局である JAEA へ相

談すること。

8. 研究計画の変更、中止及び契約解除

研究計画、研究体制、研究代表者、主要研究分担者、経費配分、実施期間、成果公表計画等に重要な変更が生じる場合は、事前に公募事務局である JAEA へ相談し、東京電力の承認を得ること。研究遂行が困難となった場合、契約違反があった場合、又は研究継続が適当でないと判断される場合、東京電力は契約変更、研究中止、契約解除、その他必要な措置を講じることがある。

VI. Q & A

応募対象者・対象課題について

Q：文科省の実施する英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業との違いは何ですか？

A：本プログラムは、東京電力が主体となり、1F 廃炉に将来的に貢献し得る多様な研究シーズ及び若手研究者を幅広く発掘し、東京電力とアカデミアとの継続的な研究関係を形成することを主な目的とする研究公募です。応募に当たって 1F 廃炉との関係性を求めますが、特定の現場課題への直接的な解決、短期的な実用化又は一定の TRL 到達を必須とはしていません。また、英知事業その他の国の研究開発事業への移行を、本プログラムの採択条件又は成果目標としていません。国の補助事業とは、実施主体、制度目的、研究対象の考え方及び契約形態が異なります。なお、本プログラムで得られた成果が、将来的に他の研究開発制度等へ発展することを妨げるものではありません。

Q：研究代表者は「申請機関（自ら研究を実施する国内の大学、研究機関、企業等）に所属する職員」とのことですが、この場合の「職員」にはどこまでの範囲の者が含まれるのでしょうか？

A：ここでいう「職員」とは、当該機関等と雇用関係にある（雇用契約が締結されている）者全てを意味します。雇用関係があれば、常勤・非常勤の別は問いません。ポストドクター等の身分の方々もこれに含まれます。

Q：研究代表者及び研究分担者は、応募から事業終了までの間に交代することは可能でしょうか？

A：研究代表者は、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む）に関して全責任を持つ研究者であり、重要な役割を担っています。応募から事業終了に至るまでの間に研究者自らの意思に基づく応募資格の喪失、所属機関の変更、退職、人事異動、長期外国出張その他の理由により、研究代表者及び研究分担者としての責任を果たせなくなることが見込まれる者は、研究代表者及び研究分担者となることを避けてください。また、特別な理由がない限り研究代表者の交代は認められません。ただし、任期付きの研究者の応募を妨げるものではありません。

Q：研究分担者とはどのような方を指すのでしょうか？

A：研究分担者は、研究代表者の下で研究計画に基づく特定の研究項目を担当する研究者です。様式 3 に、担当する役割及び当該研究に係るエフォートを記載してください。

Q：研究代表者 1 名のみの体制でも申請できますか？

A：申請できます。研究内容及び研究期間を通じて、研究代表者 1 名で適切に研究を遂行できる体制であることを提案書類に明確に記載してください。

Q：若手研究者や様々な分野研究者の参画は必須ですか？

A：研究代表者は、応募締切日時時点で 39 歳以下、又は博士の学位取得後 8 年未満かつ 45 歳以下であることを応募要件とします。様々な分野研究者の参画は必須ではありませんが、様々な分野の知見を活用する提案を歓迎します。

Q：学生（大学院生等）の参画は可能でしょうか？

A：学生の業務への参加は、下記の要件（①～③）がすべて満たされる場合は「業務参加者」として参画できます。

- ① 業務・事業に直接従事する「業務参加者」として求められる資質等を満たしていること
- ② 雇用契約等（委嘱も含む）が締結されているか又は労働条件通知書が交付されているとともに、仕様欄等に相当する業務の内容や役割分担等が明記されていること
- ③ 学生としての利益に相反しないように学内で定められている規定等に則っていること

Q：東京電力が行う公募ですが、研究の共同研究機関として東京電力を含めることは可能でしょうか？

A：東京電力を共同研究機関として申請することは可能です。ただし、東京電力は、本事業に要する経費を申請しないこととします。

Q：公募事務局はJAEAですが、JAEAは応募できますか？

A：本プログラムにおいて、JAEA は公募事務局及び研究支援機能を担うため、研究代表機関としては応募対象外です。助言、情報提供、施設利用、連携、RS等としての関与は、利益相反及び公正性を踏まえて個別に判断します。

Q：本公募は英知事業や廃炉・汚染水・処理水対策事業等と同じ公的競争的研究費ですか

A：本公募は東京電力が実施する研究公募であり、英知事業などの国の補助事業とは別制度です。公的競争的研究費に固有のe-Rad 手続、府省共通経費取扱区分等は原則として適用しません。ただし、研究倫理、研究費の適正執行、研究インテグリティ等については、所属機関の規程及び契約に従い適切に管理してください。

Q：本委託業務に伴う事務作業のため、新規の事務員を雇う経費を直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：本委託業務のためだけに雇用する場合であっても、管理部門に係る経費を直接経費に計上することはできません。

Q：学内・機関内の研究設備・装置の利用料について、直接経費に計上することは可能でしょうか？

A：研究機関の規程等により研究機関内の研究設備・装置の使用時間当たり等の使用料が定められて課せられており、当該研究の実施のために直接使用する経費分として明確に切り分けることができ、かつ、当該設備・装置を利用する必要性及び利用料金に係る既存の規程等を示し、支出額の妥当性を説明できれば、計上することができますが、利益を含めることはできません。

Q：直接経費ではなく、間接経費で計上する光熱水料との違いは何でしょうか？

A：事務スペース、共用スペースに係る光熱水料等、当該研究に直接使用しているとは言えないものは、間接経費で計上することになります。なお、当該研究に直接使用している光熱水料であっても、間接経費からの支出では見合わない試験等による多量の使用の場合であり、かつ、原則個別メーターがあることが、直接経費に計上する条件になります。

Q：複数の研究資金と合算して使用することはできるでしょうか？

A：旅費（他の事業の用務と合わせて1回の出張を行う場合）及び消耗品（他の事業の用途と合わせて一括購入する場合）について、本事業と他の事業との間で「区分経理」を明確にした上で合算使用できます。

Q：学会等への参加のための参加費・旅費は、直接経費に計上できるでしょうか？

A：研究実施上必要なものについては、学会等への参加のための参加費・旅費を直接経費に計上することができます。なお、「旅費」は、海外渡航を行う場合、外務省の海外安全情報を確認

し、遂行可能な計画を検討の上、計上してください。

Q：打合せのための旅費は、直接経費に計上できるでしょうか？

A：課題の実施に直接必要と認められる旅費については、直接経費に計上することができます。

Q：委託費は、いつ受託者に支払われるのでしょうか？

A：本委託業務に係る委託費は、原則として委託契約開始後1年毎に年次報告書又は最終報告書が提出されることを確認した後となります。ただし、受託者からの申請を受け、東京電力が必要と認めた場合に限り、概算払いも可能です。

Q：1つの課題において締結できる再委託契約の件数に制限はあるのでしょうか？

A：再委託先の数に制限はありませんが、受託者は再委託先の管理を含む全ての責任を負うとともに、全ての事務手続きの窓口となることになりますので、それらを十分に考慮した上で再委託先の数を決めていただく必要があります。

Q：知的財産は誰に帰属しますか？

A：研究成果に係る知的財産権は、原則として日本版バイ・ドール制度の趣旨に従い、研究実施機関に帰属させることを基本とします。東京電力による成果利用、実施権、成果公表、秘密保持等の詳細は個別契約で定めます。詳細は「IV. 3. 研究成果の取扱い」を参照してください。

Q：研究成果を論文発表できますか？

A：可能です。ただし、秘密情報、未公開特許情報、第三者権利、1F 廃炉の安全・セキュリティに関わる情報が含まれないことを確認するため、事前に東京電力及び公募事務局である JAEA

Q：研究代表者の年齢要件について、出産・育児等による研究中断期間は考慮されますか。

へ通知してください。

A：考慮します。研究代表者は、原則として応募締切日時点で39歳以下、又は博士の学位取得後8年未満であることを要件とします。ただし、出産、育児、介護その他やむを得ない事情により研究活動を中断又は著しく制限された期間については、当該期間を考慮して応募資格を判定します。博士の学位取得後に産前産後の休暇を取得した期間、育児休業を取得した期間又は未就学児を養育していた期間については、博士の学位取得後の年数から除外することができます。39歳を超える場合についても、これらの期間を考慮した結果、39歳以下に相当すると判断される場合は応募可能です。適用を希望する場合は、応募時に公募事務局へ申し出てください。

(別紙1) 提案書類チェックシート

提案書類について、欠落がないかチェックしてください。提出は不要です。

チェック欄	チェック項目		備考
☐	様式1	申請書	代表機関、研究代表者、事務連絡担当者、課題概要を記載
☐	様式2	研究計画調書	研究目的・方法、独創性・萌芽性、1F廃炉への将来的な貢献可能性、研究遂行能力・研究環境、人材育成・関係形成を記載。最大9ページ
☐	様式3	研究実施体制・役割分担	役割分担、エフォート及び他の研究費等との重複状況を記載
☐	様式4	経費計画書	年間300万円以内、年度別・費目別に記載
☐	様式5	用語・略語説明書	必要に応じて作成

(別紙 2) 直接経費及び間接経費について

本別紙は応募時の積算の考え方を示すものであり、最終的な経費区分、間接経费率、消費税、精算方法及び証憑は契約において定める。

区分	計上できる経費の例	計上に当たっての留意事項
直接経費	研究補助者人件費、消耗品、試薬、部材、分析費、加工費、旅費、設備利用料、成果発表費等	研究計画に直接必要であり、積算根拠が明確であること。
間接経費	所属機関の管理部門経費、施設管理、契約・知財・経理管理等	上限額 300 万円/年の範囲内で計上する。率は直接経費の 30%とする。
計上不可経費	研究と直接関係しない経費、私的利用、汎用性の高い高額設備の不合理な購入、他制度で措置済みの経費等	疑義がある場合は応募前に公募事務局へ相談すること。

(別紙 3) 評価基準について (再掲)

評点	評価	目安
S (10 点)	特に優れている	評価項目の要求を十分に満たし、若手研究者の将来性、研究シーズの独創性、1F 廃炉への将来的な貢献可能性等が特に高い。
A (7 点)	優れている	評価項目の要求を十分に満たし、優れた成果が期待できる。
B (4 点)	概ね妥当	評価項目の要求を概ね満たしているが、一部に改善余地がある。
C (1 点)	不十分	評価項目の要求を十分に満たしていない、又は本プログラムとの適合性が弱い。

審査委員会は、上記評点を参考に総合評価を行い、採択候補課題を選定する。東京電力は、審査結果、本プログラムの目的との整合性、予算及び契約可能性等を踏まえて採択課題を最終決定する。

(様式1) 1F Decommissioning Future Researchers & Research Seeds Program (D-Bridge) 申請書

研究代表者 氏名	(フリガナ)						
	(漢字等)						
所属研究 機関							
部局							
職							
連絡先	所在地	〒					
	連絡先	TEL				E-mail	
研究課題名							
課 題 概 要 (400～800 字程度)							
研究経費 [千円未満の 端数は切り 捨てる]※再 委託先含め る	年度	研究経費小 計(千円)	使用内訳(千円)				
			設備備品費	消耗品費	旅費	人件費・謝 金	その他
	総計						
事務連絡担 当者連絡先	氏名					役職名	
	所属部署名						
	所在地	〒					
	連絡先	TEL			E-mail		
情報の取り扱いへの同意※2(右記にチェック)					☐		

※1: 単一機関での応募も可です。共同研究機関が複数ある場合、適宜欄を追加してください。2ページになっても構いません。

※2: II. 3. 「提案書類の受付等」の「情報の取り扱い」を参照してください。

※3: 年度の表示については、和暦(令和○年度)、又は西暦(202●年度)のどちらでも可。

(様式1) 共同研究機関

研究代表者 氏名	(フリガナ)				
	(漢字等)				
所属研究 機関					
部局					
職					
連絡先	所在地	〒			
	連絡先	TEL		E-mail	
事務連絡担 当者連絡先	氏名			役職名	
	所属部署名				
	所在地	〒			
	連絡先	TEL		E-mail	
情報の取り扱いへの同意※2 (右記にチェック)					☐

研究代表者 氏名	(フリガナ)				
	(漢字等)				
所属研究 機関					
部局					
職					
連絡先	所在地	〒			
	連絡先	TEL		E-mail	
事務連絡担 当者連絡先	氏名			役職名	
	所属部署名				
	所在地	〒			
	連絡先	TEL		E-mail	
情報の取り扱いへの同意※2 (右記にチェック)					☐

(様式 2) 研究計画調書

1. 研究目的、研究方法など

本欄には、本研究の目的、背景、研究上の問い、研究シーズとしての独創性・萌芽性、研究方法、1F 廃炉への将来的な貢献可能性及び研究期間内に明らかにしようとする事項について記載すること。

本プログラムは、若手研究者の自由な発想に基づく基礎的・萌芽的研究を対象としているため、応募時点における技術成熟度、短期的な実用化又は 1F 現場への直接適用を求めるものではない。本研究の目的と方法等について、6 頁以内で記述すること。

記載に当たっては、以下の点を明確にすること。

- ① 本研究で何を明らかにしようとするのか
- ② 研究シーズとして何が新しく、どのような発展可能性があるのか
- ③ そのために、どのような方法・アプローチを用いるのか
- ④ 現在又は将来の 1F 廃炉にどのように貢献し得るか（中長期的・間接的な貢献を含む）
- ⑤ 研究期間終了時に、どのような知見又は研究成果を得ることを目指すのか

なお、他制度で実施中又は申請中の研究がある場合は、本提案との相違点及び重複しない範囲を明確にすること。

(概要)

研究計画調書作成に当たって留意すること

(本文)

1. 以下の内容を熟読・理解の上、研究計画調書を作成すること。

○ 本調書は、研究者の自由な発想に基づく研究シーズ及び若手研究者の将来性を把握するためのものであり、過度に詳細な技術仕様、実用化計画又は 1F 現場への導入計画を求めるものではありません。

○ 1F 廃炉との関係については、現在の具体的な廃炉課題との直接的な対応関係だけでなく、将来的・間接的な貢献可能性を含めて記載してください。

○ 専門分野の異なる審査委員にも研究の意義が理解できるよう、専門用語の使用を必要最小限とし、研究上の問い、独創性及び研究によって拓かれる可能性を明確に記載してください。

○ 既存の研究開発制度への移行や一定の TRL 到達は、本プログラムの成果目標又は採択条件ではありません。

2. 作成に当たっては、研究計画調書作成・記入要領を必ず確認すること。

3. 各頁の上部のタイトルと指示書きは動かさないこと。

4. 指示書きで定められた頁数は超えないこと。なお、空白の頁が生じても削除しないこと。

5. 本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること

研究目的、研究方法など（2/6） ※応募時には本注記を削除してください。

研究目的、研究方法など（3/6） ※応募時には本注記を削除してください。

研究目的、研究方法など（4/6） ※応募時には本注記を削除してください。

研究目的、研究方法など（5/6） ※応募時には本注記を削除してください。

研究目的、研究方法など（6/6） ※応募時には本注記を削除してください。

2. 応募者の研究遂行能力及び研究環境

研究計画の実行可能性を確認するため、(1)研究代表者及び主要な研究分担者のこれまでの研究活動（主要な研究業績を含む）、(2)研究遂行に必要な研究環境（施設・設備・研究資料等）について2頁以内で記述すること。研究計画に関連する国際共同研究等の経験がある場合は、必要に応じて記載してよい。また、研究活動を中断していた期間がある場合は、その事情を記載してよい。

※留意事項：

1. 研究業績（論文、著書、産業財産権、招待講演等）は、網羅的に記載するのではなく、本研究計画の実行可能性を説明する上で、その根拠となる文献等の主要なものを適宜記載すること。
2. 研究業績の記述に当たっては、当該研究業績を同定するに十分な情報を記載すること。（例として、学術論文の場合は論文名、著者名、掲載誌名、巻号や頁等、発表年（西暦）、著書の場合はその書誌情報など。）
3. 論文は、既に掲載されているもの又は掲載が確定しているものに限って記載すること。

○本留意事項の内容を十分に確認し、研究計画調書の作成時にはこのテキストボックスごと削除すること○

応募者の研究遂行能力及び研究環境（2/2） ※応募時には本注記を削除してください。

3. 若手研究者の育成、研究実施計画など

本プログラムは、研究成果に加え、将来の 1F 廃炉研究を担う若手研究者の育成及び東京電力・JAEA・アカデミア間の継続的な研究関係の形成を重要な目的としている。本欄には、本研究を通じて研究代表者が獲得しようとする専門性・研究経験、学生等の育成、東京電力・JAEA 等との研究交流及び研究期間中の実施計画について 1 頁以内で記載すること。

(1) 研究代表者の成長・人材育成

- ・本研究を通じて獲得したい専門性、技術、研究経験
- ・今後の研究者としての発展方向
- ・学生、大学院生、若手研究者等を参画させる場合の育成方針

(2) 東京電力・JAEA 等との研究交流

- ・東京電力又は JAEA との意見交換に期待する事項
- ・1F 廃炉研究への理解を深めるために必要と考える情報・交流
- ・研究期間終了後に想定する研究交流・ネットワークの発展可能性

(3) 研究実施計画

- ・年度ごとの主要な研究内容及び到達目標

(様式 3) 研究実施体制・役割分担

機関名	研究者名	役割	申請課題における 各研究者のエフォート	備考 (若手・様々な分野 該当など記載)

※ 他制度で実施中又は申請中の研究がある場合は、研究計画調書（様式 2）に本提案との相違点及び重複しない範囲を記載してください。

(様式4) 経費計画書

※代表機関

費目	1 年目	2 年目	3 年目	積算根拠
人件費・謝金				
設備備品費				
消耗品費				
旅費				
外注費・役務費				
間接経費				
合計				

※共同研究機関

費目	1 年目	2 年目	3 年目	積算根拠
人件費・謝金				
設備備品費				
消耗品費				
旅費				
外注費・役務費				
間接経費				
合計				

各年度の合計は共同研究機関を含めて 300 万円以内とすること。なお、間接経費及び消費税等の取扱いについては、契約時に調整を行うこととする。共同研究機関が複数ある場合には適宜記載欄を増やすこと。

(様式5) 用語の説明書

本提案書類で記載している専門用語及び略語のうち、難解な専門用語等を記載されている場合等、特に必要と思われるものについて、簡単な解説を記載してください。なお、用語の説明書はよりの確な審査を目的としたものであり、提出を義務付けるものではありません。

用語・略語	説明

問合せ先

本プログラムに関する問合せ先は、以下のとおり。

※ 審査状況、採否理由、審査委員、個別の評価内容に関する問合せには回答しない。

● 事業の概要に関する問合せ ● 提案書類の作成・申請に関する手続き等に関する問合せ	【公募事務局】 日本原子力研究開発機構 福島廃炉安全工学研究所	TEL: 0246-21-3530 e-mail: D-Bridge※jaea.go.jp (※を@に変更して送付してください。) 担当者: 宇佐美、柴田、眞田 午前9:00～午後5:00 ※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く
--	--	---